

大分県消防操法大会実施要領

(共通事項)

目次

1	消防操法の種別	1	ト	ポンプ側吸管搬送・補助要領	25
2	水利の種類・位置	2	ナ	とび口の構え方	26
3	操法開始要領	2	ニ	乗車要領	27
4	報告要領	2	ヌ	ポンプ車乗車後の操作要領	27
5	火点の標識	2	ネ	下車要領	27
6	退場要領	2	ノ	伝達経路	27
7	審査班長・審査副班長の操法進行の合図	3	ハ	身体、服装の点検要領	28
8	操法実施上の基本的事項	4	(5)	その他	28
(1)	全般的事項	4			
(2)	指揮者について	4			
(3)	指揮者および隊員について	5			
(4)	各操作要領	5			
ア	筒先を背負う要領	6			
イ	筒先をおろす要領	7			
ウ	筒先の結合要領	8			
エ	筒先の離脱要領	9			
オ	ホースの搬送要領	10			
カ	第2ホースをおろす要領	11			
キ	第3ホースをおろす要領	12			
ク	ホースの展張要領	13			
ケ	第1ホースの結合要領	14			
コ	第2・3ホースの結合要領	15			
サ	第1ホースの延長要領	16			
シ	第2ホースの延長要領	17			
ス	第3ホースの延長要領	18			
セ	ホースの過不足操作要領	19			
ソ	余裕ホース配意要領	20			
タ	基本注水姿勢	21			
チ	ノズル操作要領	22			
ツ	注水補助姿勢	23			
テ	ストレーナー側吸管搬送・投入要領	24			

実施要領の見方

橙 ～ 全国消防操法大会統一事項に定められた事項

赤 ～ 全国消防操法大会審査細目並びに審査減点項目に該当する事項

青 ～ 指導事項として共通認識並びに指導の一例として記載

操法は、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）並びに「消防訓練礼式の基準」（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）によるほか次の要領により行う。

（1 統一事項(1)出場隊共通事項）

- ① 出場隊の服装は、「第〇〇回全国消防操法大会実施要綱」の定めを遵守し、努めて質素なものとする。
- ② 新しい活動服で襟の部分までボタンがある場合は、第1ボタンをはずしてもよいものとする。

（2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）

- ⑰ 実施要領に記載のない逸脱した行為があった場合（減点項目に該当がない場合）は、前後の動作を含めてそれに相応しい項目で減点する。

1 消防操法の種別

(1) ポンプ車操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース2線延長（各線ともホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

(2) 小型ポンプ操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

2 水利の種類・位置

水利は、防火水そうとし、ポンプ右側後方とする。

3 操法開始要領

- (1) ポンプ車は、車両を操法の位置に停車させ、必要な準備を行った後、防火水そう後方で待機し、審査班長の「出場準備」の合図により待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。
- (2) 小型ポンプは、使用機械器具を定められた位置に配置した後、防火水そう後方で待機し、審査班長の「出場準備」の合図により、待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。
- (3) 審査班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

4 報告要領

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ① 指揮者が開始報告、終了報告したとき、受礼者は「よし」と答える。

(1) 操法開始時の場合

指揮者は、待機指揮位置で点呼をとったのち、審査班長に対し、「大分県〇市町村消防団、ただいまからポンプ車（小型ポンプ）操法を開始します。」と報告する。

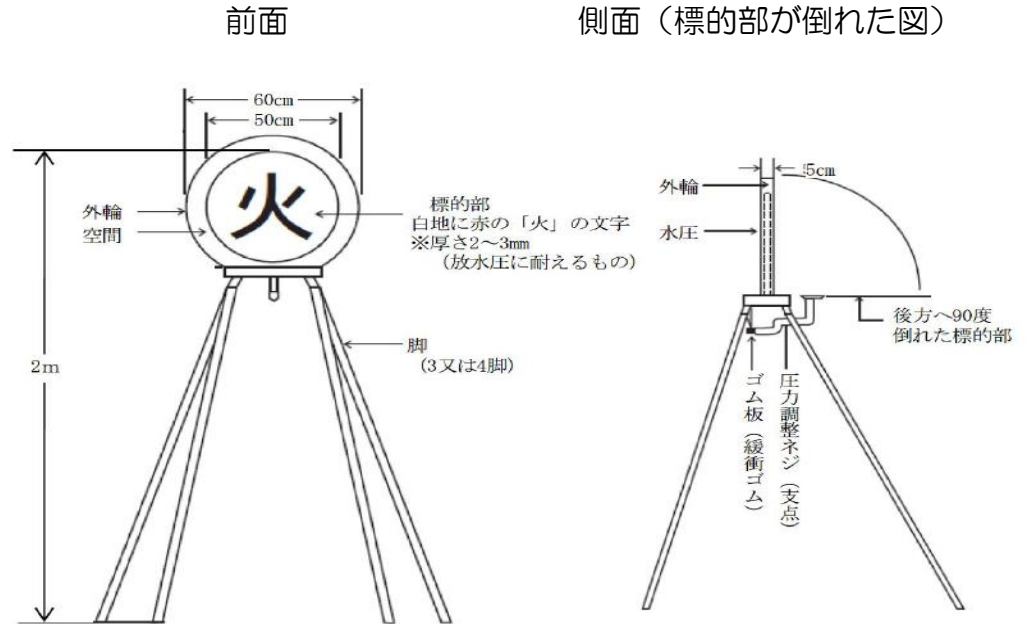
(2) 操法終了の場合

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、審査班長に対し、「大分県〇市町村消防団、ポンプ車（小型ポンプ）操法を終了しました。」と報告する。

5 火点の標識

有効放水測定装置付標的（下図）とする。

(図) 有効放水測定装置付標的



6 退場要領

指揮者は「わかれ」の号令後、速やかに「撤収」と指示をする。（各隊員はすばやく車両等の撤収を行う。）

(総合審査)

• 規律、節度／操法要領遵守度

1. 各隊員が挙手注目の敬礼後、方向変換を行い、正面を向いた後、速やかに指示を行わなかった場合

7 審査班長・審査副班長の操法進行の合図

(1) ポンプ車の部

ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 第2線延長開始合図

3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『白旗を正面水平から真上』に振り「第2線延長開始！」と合図する。

(1 統一事項(3)ポンプ車に関する事項)

㊿ 第2線延長開始の時機は、3番員が定位についた後、約10秒とする。

ウ 放水中止合図

第2線延長の3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

エ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

オ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

(2) 小型ポンプの部

ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 放水中止合図

2番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

ウ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

エ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

8 操法実施上の基本的事項

(1) 全般的事項

ア 操法は、安全を確保するとともに確実迅速に行うこと。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 操法実施中、各番員は極端な誇張又は敏しょう性や士気に欠ける等の不自然な動作は、行わないこととする。(総合審査で評価)

イ 送水圧力は0.4MPa(4kg/cm²)以下とすること。

(1 統一事項(1)出場隊共通事項)

③ 送水圧力計を一定圧以上あがらないようセットするなどの工作は、しないこと。疑わしい場合は審査班長の判断で、競技終了後に試験を実施して失格等の措置をとる。

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 計器の振れについては、振れの中心で圧力の確認をする。

ウ 指揮者および隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作および操作の区切りは、節度正しく行うこと。
ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿って良い。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 計時審査対象外部分のかけ足の速度は、消防訓練礼式のかけ足の歩調以上とする。(総合審査で評価)

エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、これの愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行うこと。

オ 吸管補助員を1名つけること。

吸管補助員は、補のゼッケンを付け、防火水そうに投入された吸管を確保すること。

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 補助員の吸管投入補助時機及び操作は籐かごが水面についた時点から押し込む等の操作をしてもかまわない。

⑩ 吸管補助員は、枕木取り付けのためポンプ車の部の3番員・小型ポンプの部の2番員が吸管に手をかけた時点で吸管を持ち上げてもよい。

(指導事項)

・収納時、吸管の引き上げは行わず、指の「撤収」の合図により、ストレーナーを上方に向けたまま退場する。

(2) 指揮者について

ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。

イ 各隊員の動作および操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。

ウ 号令は、明りょうで、指示・命令は、簡明適切であること。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 号令に誤り等があった場合は、正しく訂正されても減点する。(「号令の不明確、誤り」)

(3) 指揮者および隊員について

ア 操作の姿勢については、次により行うこと。

(ア) 低い姿勢で操作を行うときは、折りひざまたはこれに準じた姿勢をとること。

(イ) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くかまたは踏み出した姿勢をとること。

イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。

ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。

(例図)



エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行うこと。

操法実施が困難となった場合		訓練中止
負傷や熱中症疑い	本人への意思確認 (指)・審査班長・審査副班長)	90秒以上または継続不可能の場合は訓練中止
揚水不能	再PTO操作等を実施	
筒先、ホースの離脱	(指)の指示により復旧	
ポンプ車積載ホース落下	車載し直し訓練継続	落下したまま継続した場合（操法要領遵守度）
計時審査は、標的が倒れる前に事故等が発生した場合は、継続審査		

(4) 各操作要領

【筒先各部名称】



【ホース各部名称】



ア 筒先を背負う要領

①右手でノズル付近（回転部分以外）を、②左手は背負いひもの中央を持ち、③右手を頭上に左手を右腋下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くにくるようにする。



(指導事項)

- ③については、肘からくぐらせ、次いで頭をくぐらせる。

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ④ 筒先を担ぐときは、プレイパイプ上部を持って担いでもよいが、左手は背負いひもの中央とする。



(行動審査) ・筒先(受領)搬送要領不適

- 1. 右手が回転部を保持した場合



- 2. 左手が背負ひもの中央以外を保持した場合



- 3. ノズルの位置が肩から落ちていた場合



イ 筒先をおろす要領

①左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、②元金具を腹部から③頭上へ移動し、背負いひもを右手で持って④頭をくぐらせ、⑤右手はノズル付近（回転部分以外）を持ち、⑥左手はプレイパイプの中央部に持ち替える（収納時は除く。）

①



②



③



④



⑤



⑥



（指導事項）

- 統一事項には、筒先を担ぐときは、プレイパイプ上部を持って担いでもよいとされているが、おろす際の統一事項は無いため、プレイパイプの上部を持っておろさないこと。また、背負いひもを持つ右手の指定は無いため、どこを持って構わない。

（行動審査） ・筒先搬送要領不適

1. 取手近くのプレイパイプを握らなかった場合



2. 右手が回転部、または、プレイパイプを保持した場合

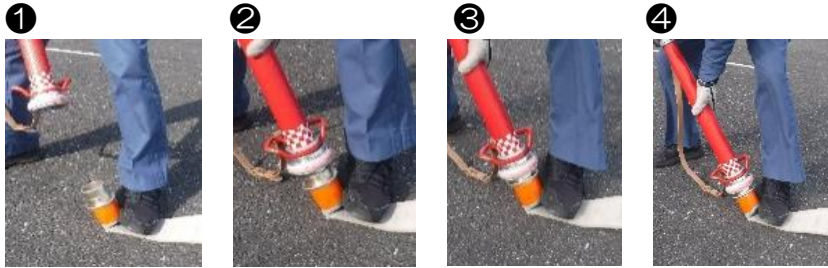


3. 左手をプレイパイプ中央に移動させなかった場合



ウ 筒先の結合要領

①ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近をおさえ、②おす金具に筒先をあわせ、③筒先をまわし、又はおしつけて結合し、④これを確認する。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑱ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。



(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑭ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。(「結合要領不適」)

(行動審査) ・筒先結合要領不適

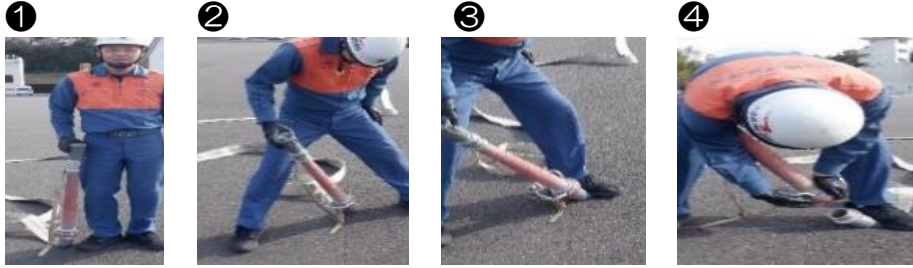
1. 結合確認の際、左手をプレイパイプ上部に移動させた場合



2. 確認動作が不明確だった場合

工 筒先の離脱要領

①筒先を離脱するには、右手でノズルをもち、右足ぎわに筒先をたて、②右足でホースをまたぎ、③左足先でホース金具部付近をおさえ、④筒先をまわし、又は離脱環を引く。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑱ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。



(行動審査) ・筒先離脱要領不適

1. またぐ前に金具部を踏み起こした場合



オ ホースの搬送要領

①右手でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、②めす金具が上部斜め前方になるように左肩上に乗せ、③左手でめす金具部を保持する。

①



②



③



(指導事項)

- めす金具が上部斜め前方となる位置の範囲



(行動審査) ・第○ホース搬送要領不適

1. 右手がめす金具を保持しなかった場合



2. めす金具が上部斜め前方以外であった場合

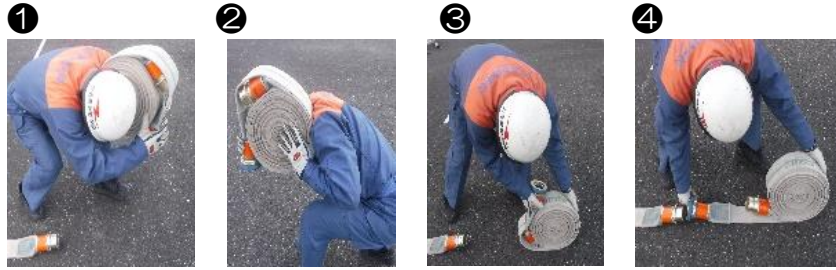


3. 左手がめす金具を保持していなかった場合



カ 第2ホースをおろす要領

①右手でめす金具部を持ち替え、②左手でめす金具の反対側を保持し、③めす金具が手前になるように肩からおろして地面に立てる。(④めす金具を展開する)



(指導事項)

- ホースを地面に立てる位置は、おす金具から先の部分をたてると、ホースが安定しやすい。



(行動審査) ・第2ホース搬送要領不適

1. 右手をはかま部分に持替えた場合



キ 第3ホースをおろす要領

①左手（めす金具部をもったまま）を下げるると同時に右手でめす金具部を持ち替え、②左手でめす金具の反対側を保持し、③めす金具が手前になるように肩からおろして地面に立てる。（④めす金具を展開する）



（指導事項）

- ホースを地面に立てる位置は、力 第2ホースをおろす要領と同様

（行動審査） ・ 第3ホース搬送要領不適

1. ホースを下げる動作なく持ち替えた場合



2. 右手をはかま部分に持替えた場合



ク ホースの展張要領

①右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて②展張方向を定め、③前方へ転がして展張する。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑭ ホース展張時、左手はホースに添えとなっているが、親指は上から押さえてもよい。
- ⑱ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。
- ⑳ ホースの展張要領は、「右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」となっているが、前方に転がす前までに、右手・左手・右足先の3点が完了していればよい。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑱ ホース展張時は、身体及び左足先を火点側に向けるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「展張要領不適」)

(行動審査) ・第〇ホース展張要領不適

1. 右足でホースをおさえなかった場合



2. 右手がおす金具を保持していない場合



3. 親指以外の指で上から押えた場合



4. ホースが曲がった場合



5. ホースが伸びきらない場合



ケ 第1ホースの結合要領

- ① 右足をホースから離すと同時にめす金具を両手で持ち上げ
- ② 左（右）手でめす金具、右（左）手はホースに持ち替え、おおむね2メートルの余裕ホースをとった後、③めす金具を両手でもって放口に結合し④確認する。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑮ ポンプ側でおおむね2メートルの余裕ホースを取るときは、ホースに配慮するときに後方に引いて確保し、放口に結合してもよい。



- ⑯ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑭ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。(「結合要領不適」)

(行動審査) ・余裕ホース確保不適

- 1. 余裕ホースを配慮せず結合した場合



- 2. 第1ホース延長後に、余裕ホースが無くなった場合



(行動審査) ・第1結合要領不適

- 1. 片手でめす金具を持ち上げた場合



- 2. 片手で結合した場合

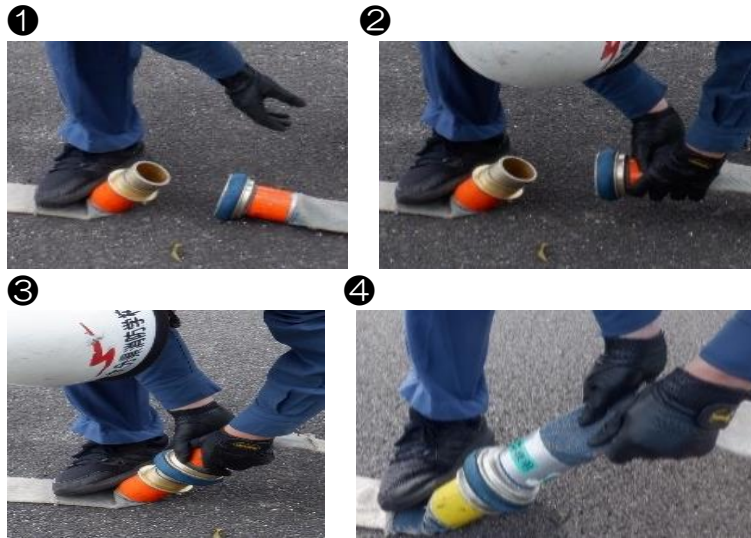


- 3. 確認をしなかった場合



コ 第2・3ホースの結合要領

①ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、②ホース金具部のめす金具を両手にもって③ホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、④ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑱ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。



(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑲ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。(「結合要領不適」)

(行動審査) ・第2、3結合要領不適

1. 右足でおさえる前にめす金具を保持した場合



2. 片手でめす金具を持ち上げた場合

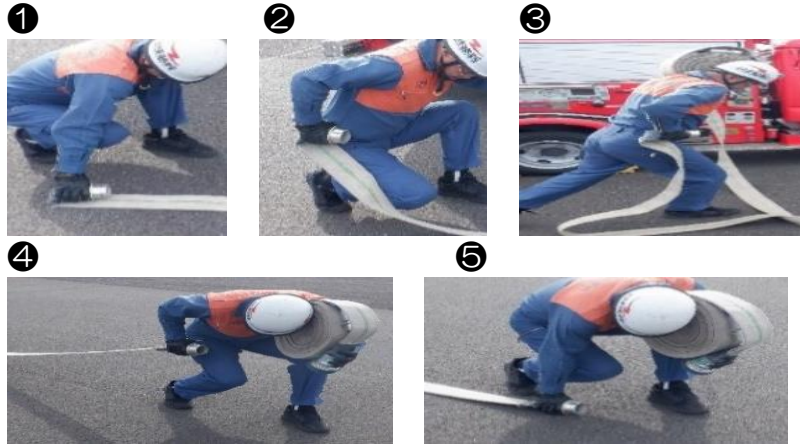


3. 確認をしなかった場合



サ 第1ホースの延長要領

①第1ホースのおす金具を右手に持ち②腰につけた後、③展張ホースの左側に沿って延長し、火点に向かって前進する。④第2結合実施場所にいたり、⑤第1ホースのおす金具をその場に置く。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑱ ホースに沿う場合は、おおむね1メートル以内に体があればよい。
- ⑳ 全てのホースにおいて、ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ② 第1ホース延長時、延長地点を間違え余裕ホースがなくなった場合は減点する。(「第1ホース延長要領不適」、「余裕ホース確保不適」)
このような状態であっても、機関操作員はホースに触さえすれば、配意したとみなし減点しない。
- ⑨ ホース延長の際、第2結合の停止要領は、操法実施要領の8操法実施上の基本的事項(1)ウのただし書きのとおりの流れでよいものとするが、第3結合部では確実に停止した後、左手をおろし節度をつけるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「第2ホース延長要領不適」)

(行動審査) ・第1ホース延長要領不適

1. おす金具を腰につける前に発進した場合



2. ホースに沿わなかった場合



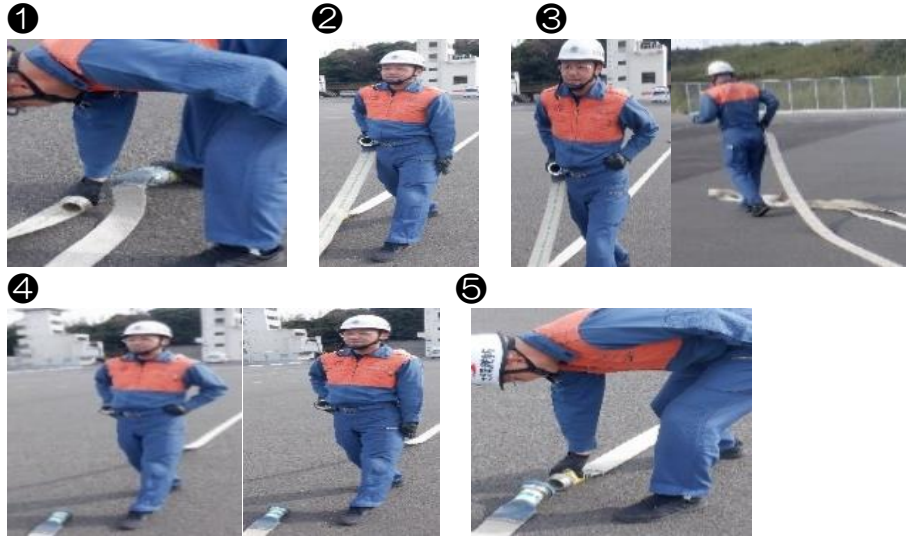
3. ホースが延長されなかった場合



4. 余裕ホースが無くなった場合 (ケ 第1ホース結合要領参照)

シ 第2ホースの延長要領

①第2ホースのおす金具を右手に持ち、②腰につけた後③展張ホースの左側に沿って延長し④第3結合実施場所にいたり、⑤第2ホースのおす金具をその場に置く。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑱ ホース結合後、操作員はおす金具付近を踏んだ状態のまま発進してはいけない。



⑲ ホースに沿う場合は、おおむね1メートル以内に体があればよい。

⑳ 全てのホースにおいて、ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑥ 送水前の「ホースのよじれ」については、延長ホースの一地点において、一回転以上のよじれが発生又はホースが渦巻状等に交錯した場合は、送水に支障があるものとして減点する。また、ホースの延長ラインは、全体的な、「蛇行」「弛み」「よじれ」等について審査し、不適当な場合は減点する。(「展張要領不適」)

⑨ ホース延長の際、第2結合の停止要領は、操法実施要領の8操法実施上の基本的事項(1)ウのただし書きのとおりの流れでよいものとするが、第3結合部では確実に停止した後、左手をおろし節度をつけるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「第2ホース延長要領不適」)

⑲ 第2ホース延長の際、おす金具を腰に付けた後に左手を体側から腰に上げるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合はそれぞれ減点する。(「延長要領不適」)

(行動審査) ・第2ホース延長要領不適

1. おす金具を腰につける前に発進した場合



2. おす金具を腰につけると同時に左手を腰に上げた場合



3. おす金具付近を踏んだまま発進した場合



4. ホースに沿わなかった場合



5. ホースが延長されなかった場合



ス 第3ホースの延長要領

火点に向かっておおむね15メートル前進する。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑰ ホースに沿う場合は、おおむね1メートル以内に体があればよい。
- ⑳ 全てのホースにおいて、ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。

(指導事項)

- ・15メートル前進し、停止する位置は、放水停止線手前、または、1メートル程度手前のどちらでもよい。

(行動審査) ・第3ホース延長要領不適

1. ホースに沿わなかった場合



2. 右手が腰部から離れた場合



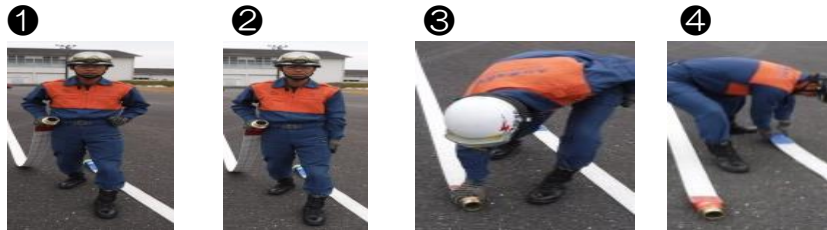
セ ホースの過不足操作要領

第3結合地点において、第3ホースのめす金具と第2ホースのおす金具の位置関係により生じるもの。

(1) 過足



第2ホース操作員がホースを延長した際、第3ホースのめす金具が、延長したおす金具よりも水利側となった場合



※ ①～③節度必要



※ 両手でめす金具を取り、おす金具近くにめす金具を置き、両手を離す。(④～⑥節度不要) その後の操作は、第2・3結合要領と同様

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ① ホース延長時、第1、第2ホース操作員が第3ホースを引き寄せ等の作業をする必要が出てきた場合には、その原因を発生させた操作員を減点する。(操作員により減点項目は異なる。) ※総合審査でも減点対象

(2) 不足



第2ホース操作員がホースを延長した際、第3ホースのめす金具が火点側に離れていた場合



※ ①～③節度必要)

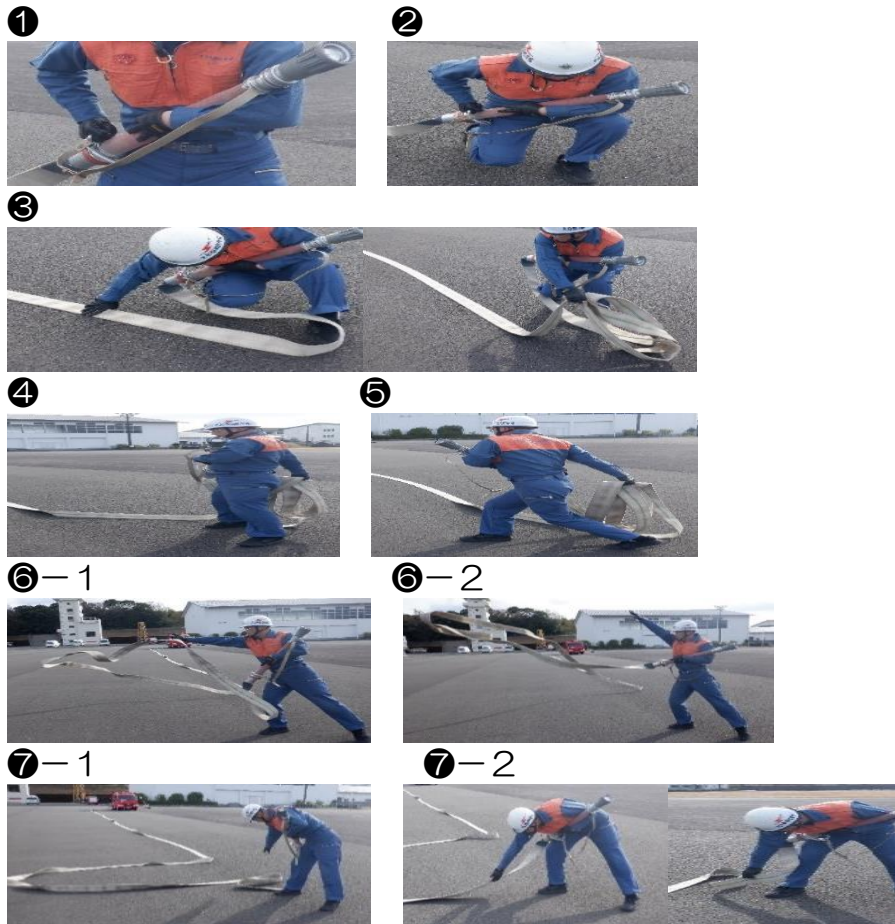


※ 両手でめす金具を取り、おす金具近くに引き寄せ、めす金具を置き、両手を離す。(④～⑥節度不要) その後の操作は、第2・3結合要領(過足⑦)と同様

- ⑪ ホースを結合する際、第3結合部において、第2ホースと第3ホースが離れている場合や重なりが生じている場合は、第3ホースめす金具を第2ホースのおす金具付近に両手で持ってきて、一旦結合位置に置き(節度は問わない)、その後、ホース結合要領に従って、結合する。これらの結合要領が適正に行われなかった場合は減点する。(「第3結合要領不適」)
- ⑭ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。(「結合要領不適」)

ソ 余裕ホース配意要領

①左上腕と腹部で筒先を抱え込み、②折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で、③右手でホースをたぐり寄せ、④これを右手で持って立つと同時に⑤右足を1歩大きく踏み出し(1歩大きく後に引き)、⑥半円を描くようにひろげ、おおむね5メートルの余裕ホースをとり(⑦後方におおむね1メートルの注水補助ができる場所をつくる。)⑧基本注水姿勢をとる。



⑧次ページ タ 基本注水姿勢 参照

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

② 筒先員が火点側の余裕ホースを作成する際、ホースをたぐり寄せる時は後方(ポンプ側)を見ながらたぐり寄せてもよい。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑤ 火点側余裕ホースに半回転等のよじれ等が多少あっても減点しない。ただし、送水前に筒先操作員と余裕ホース間の直線部分がおおむね1メートル確保されていない場合は減点する。(「余裕ホース確保不適」)

(行動審査) ・余裕ホース確保不適

1. 折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で、筒先を抱え込んだ場合



2. 筒先を抱え込んでいなかった場合(余裕ホース配意までの間)



3. 足を踏み出さない



4. 第3結合部を引きずった場合

タ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はプレイパイプ上部を握り、握った右手を右腰にあてるようにし、標的のおおむね1～3m程度上方（標的注水中は除く。）に向けて放水するものとし、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐ伸ばし前傾姿勢をとる。



（1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）

- ⑳ 筒先担当員が余裕ホースを取った後の継ぎ足はしなくてもよい。
- ㉑ 筒先員が余裕ホースを取った後前進する場合は、基本注水姿勢に準じた姿勢とする。

（2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）

- ㉒ 放水中の筒先操作員の「ふらつき」とは、右手が腰部から離れた場合、又は足の踏み換え等が生じるなど地面を移動した場合をいい、当該行為が認められる場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）
- ㉓ 筒先からの放水方向が上下左右に1メートル以上ぶれた場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）

（行動審査） ・基本注水姿勢不適

- 1. 右手が腰部から離れていた場合



- 2. 右ひざが曲がっていた場合



（行動審査） ・注水姿勢不安定

- 1. 注水により右手が腰部から離れた場合
- 2. 注水により足の踏み替えが生じた場合
- 3. 放水方向が上下左右1メートル以上ぶれた場合

チ ノズル操作要領

①右手を筒先から離さないように滑らせながらプレイパイプの中央付近へ移動し、筒先を右脇下と右腕で完全に抱え、②左手を筒先から離さず滑らせながらノズルを握り徐々に開き（閉じ）、ノズルが開いた（閉じた）ならば③左手を離さないように滑らせてプレイパイプ上部を握り、④右手もプレイパイプを離さないように滑らせながら取手を握る。

①



②



③



④



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑳ ノズル操作時、右手を中央付近に移動させ筒先を抱えるが、確実に抱えるため中央からずれても左右の手が離れていれば中央とみなす。

(行動審査) ・ノズル操作要領不適

1. 左右の手がプレイパイプから離れた場合



2. 右脇下と右腕で抱えていなかった場合

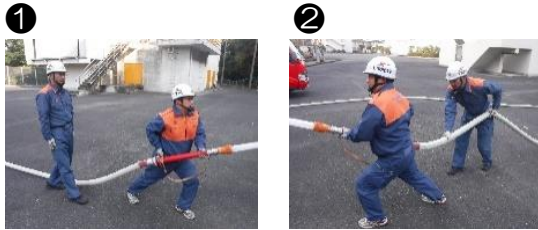


3. 左右の手が触れた場合



ツ 注水補助姿勢

①ホースの保持体形は、右足を一步踏み出し、②膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑩ 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては結合金具が移動しない範囲であればよい。

(1 統一事項(3)ポンプ車に関する事項)

⑧ 注水補助する際、補助部署が確保出来ない場合は、ホース修正しながら注水補助位置にいたってもよい。

(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑫ 注水後のホース修正は、注水補助をする場所を確保できていない場合やホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合に行い、競技の遅延につながるような不必要なホースの修正は行わないものとする。(総合審査で評価)

(2 審査細目(2)ポンプ車に関する事項)

① 2番員の注水補助で、注水部署(1番員の反対側一步後方)位置がとれない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置を確保し、1番員の一步後方で「伝達終了」の呼唱をするものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「伝達要領不適(終了)」)また、注水補助の姿勢は、反動力に耐える自然な前傾姿勢(膝を地面に着けない)とし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「注水補助不適」)

(行動審査) ・注水補助不適

1. 放水角度に影響を与えた場合



2. ホースを腰付近で保持していなかった場合



テ ストレーナー側吸管搬送・投入要領

①車④、小③の「よし」の合図で②車④、小③と歩調を合わせて、左足から2歩半で吸管投入に便利な位置まで進み、③吸管をその場に置き、右足を立てた折りひざの姿勢で吸管控綱をとりはずして（控綱を固定しておく輪ゴムはそのまま籐かご又は吸管に付けたままとする。）④右脇に置き、⑤右手で控綱の根本と末端を持ち、左手で吸管を持って立ち上がり、⑥「よし」と呼唱して右足を半歩前に踏み出し、車④小③の協力で吸管を水利に投入する。

①



②



③



④



⑤



⑥



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑤ 吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。
- ⑦ 吸管投入後の吸管は蛇行した状態でもよい。

(総合審査) ・士気／操法要領遵守度

1. ポンプ側操作員と動作が合っていなかった場合

・安全性／操法要領遵守度

1. 輪ゴムが外れたり、切れたりした場合に原状復帰せずに投入等を行った場合

(行動審査) ・吸管投入操作不適

1. 吸管搬送時、水利側に顔を向けなかった場合

(搬送後正面に戻さなかった場合)



2. 折りひざ姿勢ではなかった場合



3. 右手が吸管を持って立ち上がった場合



4. 半歩踏み出さないうで投入した場合 (呼唱しなかった場合)



ト ポンプ側吸管搬送・補助要領

①「よし」と呼出し、②車③、小②と歩調を合わせて、左足から2歩半で、吸管投入に便利な位置まで進み、③車③、小②の投入合図「よし」で右足を半歩前に踏み出し吸管投入の補助をする。

①



②



③



(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑤ 吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。

(総合審査) ・士気/操法要領遵守度

1. ストレーナー側操作員と動作が合っていなかった場合

(行動審査) ・吸管投入操作不適

1. 吸管搬送時、水利側に顔を向けなかった場合
(搬送後正面に戻さなかった場合)



2. 半歩踏み出さずに投入補助した場合



ナ とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね10センチメートルをのこした位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。

また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方におき、右足は真っすぐ伸ばした前傾姿勢をとる。



(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

- ⑩ とび口の長さは、1.5メートル以上あればよい。そのため破壊地点におけるとび口の構えは、左手で柄の中央を持つ位置が中央からずれていても、左腕が、水平であれば良いものとする。また右手は、柄の後端から10センチメートル残した位置を握るものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「とび口姿勢不適」)

(行動審査) ・とび口姿勢不適

1. 右手が10センチメートルの位置を握っていない場合



2. 右手が腰部にない場合



3. 左手が水平でない場合



4. 膝が曲がっていた場合



二 乗車要領

乗車時ドアを開放（全開の必要はない。）し、車両への乗り込みは三点支持を励行すること。

（総合審査） ・操法要領遵守度、安全性

1. 三点支持でなかった場合
2. 踏み外し等により転倒した場合

又 ポンプ車乗車後の操作要領

乗車後、4番員はエンジンを始動させたのちポンプを作動させるために、必要な当該操作を行うこと。（「操作始め」の合図後に行う操作を除く。）指揮者は各隊員の乗車状況を確認すること。

（指導事項）

（株）モリタ3.5トン未満のポンプ車についての乗車後操作は、以下の要領で実施すること。

- 1 シフトレバーをPに入れる
- 2 サイドブレーキを引く
- 3 ブレーキペダルを踏みながらパーキングブレーキスイッチを押す
- 4 シフトレバーをNに入れる
- 5 サイドブレーキを下ろす

までとし、「操作—始め」の後、サイドブレーキを確認し「よし」の呼唱後、ブレーキペダルを踏みながらPTOを入れ、シフトレバーをDに入れる。

ネ 下車要領

下車時のドア開放は、窓から目視で後方確認後、二段操作（少し開け、後方を確認する。）で開放する。（全開の必要はない。）ドアは勢い任せで閉めず、最後までドアから片方の手を離さない。

（行動審査） ・下車要領不適

1. 後方確認を怠った場合
2. 二段階操作を行わなかった場合
3. 飛び降りた場合
4. ドアを閉める際、最後まで手を添えていなかった場合

（総合審査） ・安全性

1. 踏み外し等により転倒した場合

ノ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路（伝達経路等）は、おおむねホースにそって最短距離を進むこととする。

（1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）

- ⑩ ホースに沿う場合は、おおむね1メートル以内に体があればよい。

（指導事項）

- ・ポンプ車操法及び小型ポンプ操法各隊員の経路説明図を確認すること。

ハ 身体、服装の点検要領

一斉動作などによって美化させることを意識することなく、身体各部、服装の異常の有無を各自が適切な方法によって確認すること。

- (行動審査) ・服装点検不適
1. 誇張した点検を行った場合
 2. 服装の乱れをそのままとした場合

(5) その他

ア 操法実施要領中「……にいたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか又は踏み出した姿勢をいい、また、「……停止し」とは基本の姿勢を意味するものであること。

(1)……にいたり

(I)物を持たない場合



(II)物を持っている場合



(2)……停止し



イ 操法実施要領中「……相對して」とは、互いに向かい合うこととし、真正面に位置することに限らない。

ウ 操法実施要領中「……後方」とは、真後ろに位置することに限らない。

エ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホースを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてもよいものとする。

また、積載ホースを使用する順番については特に定めない。

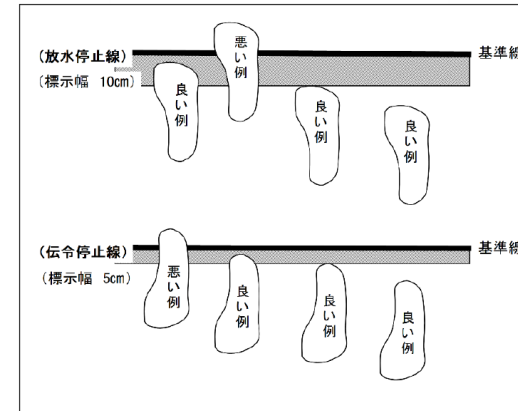
オ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットル・バルブを操作して調整すること。

カ 伝令停止線、及び放水停止線は標示する。

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

② 放水停止線等について「停止線等の足の例示図」のとおりとする。

停止線等の足の例示図



キ 破壊地点とは、ポンプ車又小型ポンプのほぼ中央部の延長線上で①左側に並行する地点とする。

- ク 凡例
- | | | | | | |
|---|-------|-----|---|-------|-----|
| ③ | …………… | 指揮者 | ③ | …………… | 3番員 |
| ① | …………… | 1番員 | ④ | …………… | 4番員 |
| ② | …………… | 2番員 | | | |